

9 助成制度について

(1) 住宅リフォームの助成 ★マイナンバー

対象：身体・知的・精神

障害のある方が居住する住宅の便所等の改造、手すり・スロープ等の設置、玄関ホールの段差解消等のリフォームに要する費用の一部を助成します。(新築及び増築工事を除きます)

助成対象

対象者	対象となる工事
身体障害者手帳1・2級 (下肢、体幹、移動機能障害については1～3級) 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級	① 手すりの取付け ② 段差の解消 ③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④ 引き戸等への扉の取替え ⑤ 洋式便器等への便器の取替え ⑥ 床材のクッション素材への貼り替え ⑦ 壁のクッション素材又は防音効果のある素材への貼り替え ⑧ 二重窓の設置、床材を汚れが拭き取りやすいものに貼り替え ⑨ 在宅生活のために必要な工事 ⑩ ①～⑨に付帯して必要となる住宅改修

助成額

生活保護世帯	対象工事費の100% (限度額 100万円)
市町村民税非課税世帯	対象工事費の 90% (限度額 100万円)

※住宅改修費(25頁 日常生活用具の給付 参照)の給付、又は介護保険制度の住宅改修費の助成(ともに対象工事費の上限 20万円)が受けられる場合は、これらの制度による給付が優先されます。

※申請書、業者見積書、設計書等をリフォーム工事前に提出する必要があります。

(2) 自動車改造費の助成 ★マイナンバー

対象：身体

重度の上肢・下肢又は体幹機能に障害がある方で就労等にに伴い自ら所有し、運転する自動車の操向・駆動装置を改造する場合に経費の一部を助成します。(当該自動車の改造後、6か月を経過したものは除く)

助成額 自動車の改造に直接要した経費。(限度額10万円)

※ただし、所得制限があります。

(3) 介助用自動車改造費の助成 ★マイナンバー

対象：身体

常時車いすを使用する重度身体障害者の方を介助する人の負担軽減と、障害のある方の外出を容易にするために、自動車の改造をする場合に経費の一部を助成します。(当該自動車の改造後、6か月を経過したものは除く)

対象者 野々市市に住所を有する方で、次の全てに該当する方。

(ただし、他市町村での支給が受けられる方は対象としません。)

- ① 下肢または体幹障害1、2級で常時車いすを使用している在宅の方
- ② 所得制限限度額を越えない世帯に属する方
- ③ 過去7年間に、この事業をうけたことがない方

助成額 改造に要する費用の1/2 (限度額25万円) ※別表参照

申請方法 助成申請書、見積書、自動車検査証の写し(改造自動車を購入する場合を除く)

別表

事業の区分			限度額(円)
回転シート付き車両への改造又は当該車両の購入	電動装置がない 回転シート	前部座席が回転	62,000
		後部座席が回転	100,000
	電動装置がある回転シート（上下作動装置付き）		150,000
リフト付き車両への改造又は当該車両の購入			250,000
超低床車両への改造又は当該車両の購入			

(4) 自動車運転免許取得費の助成

対象：身体

重度の身体に障害のある方で通勤等に利用するため運転免許を取得された場合に経費の一部を助成します。

- 対象者**
- ・ 下肢・体幹障害 1～3級
 - ・ その他の障害 1・2級
 - ・ 過去に、この事業による助成を受けていない方
 - ・ 免許取得後、6か月以内の方

助成額 自動車の免許の取得に要した経費の2/3以内（限度額10万円）

(5) 福祉タクシー利用料金の助成

対象：身体・知的・精神

重度の障害のある方に対し、タクシー利用料金の一部を助成します。

ただし、自動車を持ち運転できる人は除かれます。

- 対象者**
- ・ 身体障害者手帳 1・2級
 - ・ 療育手帳 A
 - ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2級

助成額 乗車1回ごとに700円(700円に満たない場合はタクシー利用料金)、36枚綴のチケット1冊(最大)

(6) 配食サービス

安否及び健康状態の確認が必要な障害のある方に対し、居宅へ弁当を配達し、必要な確認を行います。

対象者 障害者手帳を所持する方で、安否及び健康状態の確認が必要な方

助成額 1食200円を市が負担します。(昼食又は夕食のどちらか)

(7) 温泉療養

障害のある方の身体的・精神的健康の増進と社会参加の促進を図るため、温泉利用料の一部を助成します。

- 対象者**
- ・ 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で在宅の方
 - ・ 重度の障害のある方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級の所持者）の付添者（1名）

助成額 以下のいずれかを選択して受けることができます。

- ・ 宿泊利用1回（連泊を含む）につき、3,000円まで
- ・ 日帰り利用1回につき、1,000円まで

※宿泊・日帰り利用合わせて年間3,000円までご利用いただけます。

利用方法 以下のいずれかによります。

【利用助成券による割引】

指定施設（別表）から利用施設と利用日が決定したら、手帳を持参のうえ、市役所にて申請し、「指定宿泊施設利用助成券」の交付を受けます。旅館到着時にフロントで「指定宿泊施設利用助成券」をご提出ください。

【障害者手帳による割引】 ※割引を受ける方が5名以下で宿泊利用の場合
旅館到着時に障害者手帳をご提示ください。

- 注意点**
- (1) 次の場合は割引を受けられませんのでご注意ください。
 - ・ 旅行会社を通じた予約、ネット予約等により、宿泊料が前納されている場合
 - ・ 宿泊の利用料金が3,000円以下の場合、日帰り利用の利用料金が1,000円以下の場合
 - (2) 「指定宿泊施設利用助成券」の有効期限は、毎年4月1日から翌年の3月31日までです。

障害者温泉療養指定施設(別表)

市町名	施設名	住所	電話番号
1	葉 渡 莉	加賀市山代温泉温泉通り17番地	0761-77-8200
2	ゆ の く に 天 祥	加賀市山代温泉19の49番地1	0761-77-1234
3	森 の 栖	加賀市山代温泉14-27	0761-77-0150
4	白 山 菖 蒲 亭	加賀市山代温泉桔梗丘4-34-1	0761-77-0335
5	す ゝ や 今 日 楼	加賀市山中温泉下谷町ニの340番地	0761-78-4848
6	ホ テ ル 翠 湖	加賀市柴山町し50	0761-74-5588
7	能美市 ま つ さ き	能美市辰口町3-1	0761-51-3111
8	小松市 の と や	小松市粟津町ワ85	0761-65-1711
9	金沢市 川 端 の 湯 宿 滝 亭	金沢市末町23-10	076-229-1122
10	羽咋市 休 暇 村 能 登 千 里 浜	羽咋市羽咋町オ70	0767-22-4121
11	志賀町 いこいの村能登半島(石川勤労者いこいの村)	羽咋郡志賀町上野18	0767-32-3131
12	志賀町 シーサイドヴィラ渤海	羽咋郡志賀町富来領家町甲の59	0767-42-8080
13	七尾市 加 賀 屋	七尾市和倉町ヨ部80番地	0767-62-1111
14	七尾市 あ え の 風	七尾市和倉町和歌崎8-1	0767-62-3333
15	七尾市 ホ テ ル 海 望	七尾市和倉町和歌崎部12番地3	0767-62-1515
16	七尾市 お 宿 す ず 花	七尾市和倉町ル部4-7	0767-62-2420
17	七尾市 日 本 の 宿 の と 楽	七尾市石崎町香島1丁目14	0767-62-3131
18	七尾市 国 民 宿 舎 能 登 小 牧 台	七尾市中島町小牧井部55番地	0767-66-1121
19	七尾市 和 倉 温 泉 は ま づ る	七尾市和倉町ル2-2	0767-62-2164
20	珠洲市 珠 洲 ビ ー チ ホ テ ル	珠洲市蛸島町1部2番地480	0768-82-7000
21	小松市 小 松 グ リ ー ン ホ テ ル ※貸切風呂利用時のみ適用	小松市小島町ル41	0761-21-8911

*利用助成券は、市の印が無いものや記載事項もれがあるものは、無効となります。

*一部の施設では臨時休業としている場合もございますので、ご利用いただく前に、各施設のホームページ等で営業状況をご確認ください。

(8) ふれあい入浴

対象：身体・知的・精神

障害のある方の健康保持と社会参加を図るため、障害者手帳所持者に対し市内の入浴施設の利用料を助成する利用券を配布します。

対象者

- ・身体障害者手帳所持者と、1、2級の介護者1名
- ・療育手帳所持者と、Aの介護者1名
- ・精神障害者保健福祉手帳所持者と、1級の介護者1名